住所　東京都足立区竹の[illegible]3丁目11番7―503号
劉強　昭和54年2月27日生
住所　神奈川県秦野市南矢名1丁目11番8号
野晶　昭和57年10月7日生
住所　東京都葛飾区東立石4丁目28番7―404号
田佳[illegible]　昭和59年8月6日生
住所　埼玉県川口市芝園町3番9―1109号
李学松　昭和50年8月5日生
住所　埼玉県新座市野火止1丁目7番64号
[illegible]博拓　平成17年1月6日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町坂田2丁目6番12号
マルセロ・ユキオ・トマオカ　昭和57年11月16日生
住所　宮崎県都城市庄内町12505番地
李昱　昭和39年4月24日生
李暁　平成元年6月20日生

○法務省告示第六百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十四日　法務大臣　仙谷　由人

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
服良株式会社	愛知県名古屋市名東区一社一丁目七十四番地	紳士服の検査・補修

二　対象となる者　平成二十二年十二月十四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○外務省告示第五百十一号

アルバニア共和国政府は、昭和二十九年三月一日にハーグで作成された「民事訴訟手続に関する条約」の加入書を平成二十二年四月八日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年十二月十三日にアルバニア共和国について効力を生じた。

（平成二十二年十一月十五日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十二年十二月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第五百十二号

平成二十二年十二月二日にワガドゥグーで、国立水森林学校教育研修能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立水森林学校教育研修能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億五千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側　ぐドゥマ・アラン・ヨダ国務大臣兼外務・域内協力大臣

平成二十二年十二月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○厚生労働省告示第四百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十二年十二月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　一　健康保険組合の名称　京都市健康保険組合
一　二　事務所の所在地　京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四百八十八番地
一　三　設立事業所の名称及び所在地　京都交通労働組合　京都府京都市　外十一事業所
一　四　認可の年月日　平成二十二年十一月二十五日
二　一　健康保険組合の名称　大阪府市町村職員健康保険組合
二　二　事務所の所在地　大阪府大阪市中央区大手前三丁目二番十二号
二　三　設立事業所の名称及び所在地　大阪府堺市役所　大阪府堺市　外百十事業所
二　四　認可の年月日　平成二十二年十一月二十五日

○厚生労働省告示第四百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって設置することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
東京自動車教習所健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区西新宿一丁目八番一号	東京都新宿区高田馬場一丁目三十番十五号	平成二十二年十一月一日
ユニマット健康保険組合	主たる事務所	東京都港区南青山二丁目二十七番二十号	東京都港区南青山二丁目十九番一号	平成二十二年十一月六日
なとり健康保険組合	主たる事務所	東京都北区豊島八丁目三番三号	東京都北区王子五丁目五番一号	平成二十二年十月十八日
雪の聖母会健康保険組合	主たる事務所	福岡県久留米市津福本町四百二十二番地	福岡県福岡市中央区天神四丁目一番二十八号	平成二十二年十二月一日
北越紀州製紙健康保険組合	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿百八十二番地			平成二十二年十二月一日